

## 東栄町指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項又は第6条及び東栄町小中学校管理規則（平成14年東栄町教育委員会規則第1号）第10条の2の規定により教育委員会が指定した小学校若しくは中学校を変更する場合又は区域外就学する場合の基準及びその手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「指定学校変更」とは、政令第8条の規定により町内で通学区域外の小学校又は中学校に就学することをいう。

2 この要綱において「区域外就学」とは、政令第9条の規定により町外から町内の小学校又は中学校に就学することをいう。

### (指定学校変更及び区域外就学の許可基準)

第3条 教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、指定学校変更又は区域外就学を許可することができる。

### (指定学校変更の手続き)

第4条 指定学校変更の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更許可申請書（様式第1）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、指定学校変更が相当と認める場合は、指定学校変更許可通知書（様式第2）により、指定変更前の小学校又は中学校の校長並びに指定変更後の小学校又は中学校の校長及び保護者に通知するものとする。

### (区域外就学の手続き)

第5条 区域外就学させようとする児童又は生徒の保護者は、区域外就学許可申請書（様式第3）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第9条第2項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に区域外就学協議書（様式第4）により協議するものとする。

3 教育委員会は、前項の協議について区域外就学同意書（様式第5）により同意を得たときは、区域外就学許可通知書（様式第6）により区域外就学させる小学校又は中学校の校長及び保護者に通知するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。